

7月から国民健康保険税の納付が始まります

国民健康保険は、病気やけがをしたときに、安心して医療を受けるために加入者が国民健康保険税（国保税）を出し合い、みんなで助け合って健康を守ることを目的とした制度です。国保税は皆さんの健康を守る大切な財源です。国保税の納税通知書は7月に納税義務者（世帯主）あてに郵送します。必ず納期限内に納めましょう。

■普通徴収と特別徴収の通知について

年金から天引きされる特別徴収のかたには①「国民健康保険税額決定通知書兼特別徴収開始通知書」、納税通知書で納める普通徴収のかたには②「国民健康保険税納税通知書」、年度の途中から徴収方法が切り替わるかたには①と②の通知書を郵送します。

特別徴収のかたは申し出により口座振替で支払うこともできます。詳しくは国保年金課までお問い合わせください。

■国保税の納付が困難な場合は早めにご相談を！

災害や病気などのやむを得ない事情により、国保税の納付が困難なときは、納期限の7日前までに収納課にご相談ください。分割納付または減免が認められる場合があります。

特別の事情もなく国保税を納めないと、次のような措置がとられる場合があります。

- ▶督促を受け、延滞金が加算される場合があります。
- ▶有効期間の短い「短期被保険者証」が交付される場合があります。
- ▶納期限から1年以上滞納すると保険証を返還し、被保険者であることを証明する「資格証明書」が交付されます。その場合、医療費はいったん全額自己負担することになります。
- ▶納期限から1年6カ月以上滞納すると、国保の給付の全部または一部を差し止める場合があります。

平成23年度の国保税制度の主な改正点

医療保険分の課税限度額が50万円から51万円に、後期高齢者支援分の課税限度額が13万円から14万円に、介護保険分の課税限度額が10万円から12万円に改正になりました。

問い合わせ先

●課税内容について

国保年金課国保税係

☎①6751

●納税相談について

収納課収納係

☎⑤6760



年金受給者が死亡したときは届け出を忘れずに

年金受給者のかたが亡くなられたときは、遺族のかたは速やかに「年金受給権者死亡届」を提出してください。この死亡届には年金証書と住民票の除票など死亡が確認できる書類の添付が必要です。この届け出が遅れると、あとで年金を返さなければならない場合がありますのでご注意ください。

なお、亡くなられたかたが、まだ受け取っていない年金がある場合は、死亡当時そのかたと生計を同じくしていた①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹の順で、未支給年金を請求できる場合があります。

問い合わせ先

◆国民年金 国保年金課年金係 ☎⑤6753

◆厚生年金 八戸年金事務所 ☎0178-43-7368

◆共済年金 各共済組合

年金支給額が改定されます

全国消費者物価指数の変動により、平成23年度の年金額は0.4%引き下げになります。

年金額の改定は4、5月分が支払われる6月振り込み分からです。振込通知書と併せた改定通知書が6月上旬頃に日本年金機構から郵送されます。

◆主な年金の改定額

年金の種類	平成23年度年金額	平成22年度年金額
老齢基礎年金（満額）	788,900円	792,100円
障害基礎年金（1級）	986,100円	990,100円
障害基礎年金（2級）	788,900円	792,100円
遺族基礎年金（子のある妻が受給）	788,900円	792,100円
▶子の加算額（1人目・2人目）	227,000円	227,900円
（3人目以降）	75,600円	75,900円

※厚生年金などの改定額は個々により異なります。改定通知書をご確認ください。

問 八戸年金事務所 ☎0178-43-7368